

静岡県公安委員会告示第27号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第1条に規定する指定講習機関として株式会社掛川自動車学校を指定したため、同規則第3条の規定に基づき公示する。

平成29年3月31日

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏 之

- 1 指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社掛川自動車学校
 - (2) 住所 掛川市大池655
 - (3) 代表者の氏名 高部 隼一
- 2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社掛川自動車学校
 - (2) 所在地 掛川市大池655
- 3 特定講習の種別
準中型免許に係る初心運転者講習
- 4 指定年月日
平成29年3月12日